

○藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会
規則

藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成２２年藤井寺市条例第
１１号）の規定に基づく藤井寺市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続
等については、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成
２２年藤井寺市規則第２６号）の例による。この場合において、同規則の規定中「市長」と
あるのは「教育委員会」と、「藤井寺市長」とあるのは「藤井寺市教育委員会」と読み替え
るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。